

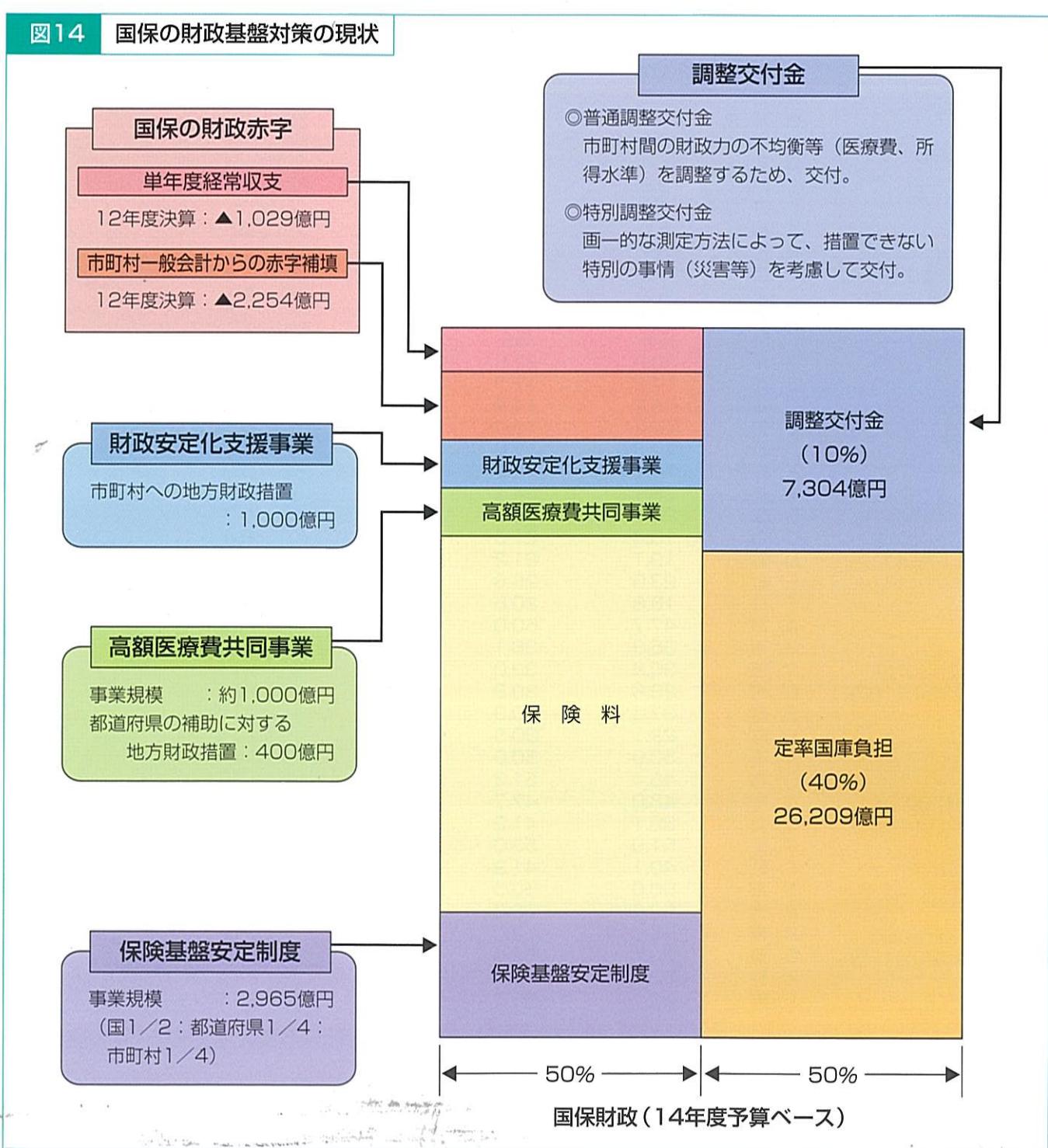
# 4

# 国保の財政基盤対策

## 1 国保の財政基盤対策の現状(平成14年度)

- 国保は、構造的に保険料(税)負担能力の低い低所得者や高齢者が多く加入しているため、国保保険者の財政基盤を強化する観点から、保険基盤安定制度や財政安定化支援事業等の財政支援策があります。
- しかしながら、保険基盤安定制度、財政安定化支援事業及び高額医療費共同事業で地方財政措置等により4,400億円余の繰入れがありながら、国保財政は3,300億円余の赤字となっています。

図14 国保の財政基盤対策の現状



## 2 国保の財政基盤対策の拡充

- 国保は低所得者や無職者が年々増加しており、このままでは制度の崩壊すら危ぶまれています。国保の構造的な問題から生じる財政影響に対応するため、今後も国の責任において財政支援の制度を拡充・強化する必要があります。
- 特に、来年度実施されることとなっている国保における財政基盤の拡充策については、長引く経済の低迷によるリストラ・倒産等により、被用者保険から国保へ加入する者が増加し国保財政を圧迫していること等から、3つの拡充策とも国の負担に関する十分な予算上の措置(①保険者支援制度は必要額の2分の1、②高額医療費共同事業は必要額の4分の1、③国保財政安定化支援事業は1,000億円)が必要です。

### 国保における財政基盤対策の拡充(平成15年度)

#### 保険者支援制度の創設(保険基盤安定制度の拡充)

- 低所得者を多く抱える保険者を支援するため、低所得者の数に応じて平均保険料の一定割合を公費で負担する制度を創設する。

(負担区分 国：1／2 都道府県：1／4 市町村：1／4)

#### 高額医療費共同事業の拡充・制度化

- 高額な医療の発生に対して、都道府県単位で負担の調整を行う高額医療費共同事業について、拡充・制度化を図り、国・都道府県がその費用の一部を負担する。

交付基準額：80万円以上→70万円以上(事業規模1.5倍)

負担区分 市町村国保(保険料)：1／2 都道府県：1／4 国：1／4

#### 国保財政安定化支援事業の見直し

- 同事業に係る地方財政措置について、保険者支援制度の創設を踏まえ、事業内容を見直した上で、平成15年度以降も継続する。

15年度市町村に対する地方財政措置：1,000億程度

#### 参考

#### 国保広域化等支援基金の創設(平成14年度)

- 市町村国保の広域化や市町村合併の際の保険料平準化等を無利子貸付等により支援するため、平成16年度までに総額300億円の基金を都道府県に創設する。

(平成14年度措置額 国：50億円 都道府県：50億円)